

地方分権改革推進要綱（第1次）の決定を受けて

政府の地方分権改革推進本部において、第1次の地方分権改革推進要綱が決定された。

推進要綱では、「地方公共団体への権限移譲、国等の関与の整理・合理化、国の出先機関の見直し等について、政府として取り組むもの」とし、直轄事業の移管など行政各分野の制度・運営等の改革を推進するほか、「基礎自治体への権限移譲の推進」、「補助対象財産の財産処分の弾力化」による地方の自由度の拡大や「更なる地方分権改革の推進」など「地方分権改革の推進に強力に取り組む」政府の対処方針と工程が明記されている。

これは、地方分権改革を内閣の最重要課題の一つと位置づけ、地方分権改革推進本部の本部長として取り組んでおられる福田総理の政治姿勢によるもので、今後の地方分権改革の推進に大いに期待している。

地方分権改革の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものである。

推進要綱では今後の具体的な方向が必ずしも明確でないものも散見されるが、この要綱を具体化し、さらに力強く分権改革を進めるためには、地方への税源移譲を含む税財政構造の改革や、二重行政を解消するための国の組織改革が欠かせない。今後、第2次勧告に向けた地方分権改革推進委員会のさらなる活動への支援など、福田総理の強い政治的リーダーシップの下、副本部長である町村官房長官及び増田地方分権改革担当大臣はじめ各大臣が真の地方分権改革を実現すべくより積極的に取り組まれることを強く求めるものである。

平成20年6月20日

全国知事会

会 長 麻 生 渡

地方分権推進特別委員会委員長

山 田 啓 二